



島根県報

令和3年6月4日（金）

第 214 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則	（防災危機管理課）	2
森林組合法施行細則の一部を改正する規則	（林 業 課）	2

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	3
生活保護法の規定による介護機関の指定	（ " ）	3
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ " ）	4
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出	（ " ）	4
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（ " ）	4
土地改良区の役員の退任の届出	（農 村 整 備 課）	5
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（水 産 課）	5
建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更	（建 築 住 宅 課）	5

【教委公告】

新島根県立図書館情報システム構築及び賃貸借並びに運用保守業務に係る提案競技の実施	（社 会 教 育 課）	6
--	-------------	---

公布された条例等のあらまし

◇島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則（規則第80号）

- 1 規則の概要
救助費用の単価を改定することとした。（第26条関係）
- 2 施行期日
公布の日から施行することとした。

◇森林組合法施行細則の一部を改正する規則（規則第81号）

- 1 規則の概要
 - (1) 令和3年度組織改正に伴う規定の整理（第18条関係）
 - (2) 行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号—様式第10号・様式第15号—様式第29号関係）
 - (3) 森林組合法の改正に伴う様式の整備（様式第1号・様式第2号・様式第4号・様式第5号・様式第7号・様式第8号・様式第15号・様式第16号・様式第19号・様式第20号・様式第23号・様式第27号・様式第28号関係）
- 2 施行期日
公布の日から施行することとした。

規 則

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月4日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第80号

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

島根県災害救助法施行細則（昭和33年島根県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第26条第1号ア中「22,700円」を「21,700円」に改め、同号イ中「15,600円」を「15,500円」に改め、同号ウ中「15,400円」を「15,200円」に改め、同号エ中「14,900円」を「14,800円」に改め、同号オ中「16,200円」を「15,900円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

森林組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月4日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第81号

森林組合法施行細則の一部を改正する規則

森林組合法施行細則（昭和53年島根県規則第66号）の一部を次のように改正する。

第18条中「農林振興センター」を「農林水産振興センター」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「@」を削り、「議決」を「決議」に改める。

様式第3号中「@」を削る。

様式第4号及び様式第5号中「@」を削り、「議決」を「決議」に改める。

様式第6号中「㊟」を削る。

様式第7号及び様式第8号中「㊟」を削り、「議決」を「決議」に改める。

様式第9号及び様式第10号中「㊟」を削る。

様式第15号及び様式第16号中「㊟」を削り、「議決」を「決議」に改める。

様式第17号及び様式第18号中「㊟」を削る。

様式第19号中「㊟」を削り、「を議決」を「を決議」に、「議決後」を「決議後」に、「議決の」を「決議の」に、「特別議決」を「特別決議」に改める。

様式第20号中「㊟」を削り、「議決」を「決議」に改める。

様式第21号及び様式第22号中「㊟」を削る。

様式第23号中「㊟」を削り、「を議決」を「を決議」に、「解散理由書」を「理由書」に、「総会議事録謄本」を「解散の決議をした総会の議事録（謄本）」に、「3 決議した当時の財産目録、貸借対照表（2通）」

「3 清算人名簿（2通）」を「3 清算人名簿（2通）」に改める。

4 その他必要な書類（総会招集通知の写し、理事会議事録の写し等）」

様式第24号から様式第26号までの様式中「㊟」を削る。

様式第27号及び様式第28号中「㊟」を削り、「組織変更を承認した当時の財産目録、」を「最終事業年度に係る」に改める。

様式第29号中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

島根県告示第390号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和3年6月4日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
医療法人たいじん堂 松本医院	益田市横田町429番地23	令和3年1月1日
出雲市立総合医療センター 訪問看護ステーション	出雲市灘分町613	令和3年4月1日
あすなる薬局	浜田市下府町94-2	令和3年4月1日

島根県告示第391号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和3年6月4日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	

海士町	隠岐郡海士町海士1466	訪問リハビリテ	海士町国民健康保 険 海士診療所	隠岐郡海士町海士 1466	令和3年4月1日
		ーション			
		介護予防訪問リハ ビリテーション			

島根県告示第392号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年6月4日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
松本医院	益田市横田町429番地23	令和2年12月31日
株式会社あすなる薬局	浜田市下府町94-2	令和3年4月1日

島根県告示第393号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年6月4日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		実施する事業	事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地		
				変更前	変更後	
社会福祉法人 やまゆり	出雲市佐田町一窪田	訪問介護	やまゆり訪問介 護事業所	出雲市佐田町八 幡原262番地	出雲市佐田町一 窪田1961番地5	令和3年 4月1日
	1961番地5	第一号訪問事業				

島根県告示第394号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年6月4日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
松本 祐二	益田市横田町429番地 23	居宅療養管理指導	松本医院	益田市横田町429番 地23	令和2年12月31日
		介護予防居宅療養 管理指導			
株式会社 あす なる薬局	浜田市下府町94-2	居宅療養管理指導	株式会社 あす なる薬局	浜田市下府町94- 2	令和3年4月1日
		介護予防居宅療養 管理指導			
有限会社 川崎	浜田市下府町904	通所介護	デイサービス	浜田市下府町904	令和3年5月31日

組			おあしす かわ のせ		
---	--	--	---------------	--	--

島根県告示第395号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和3年6月4日

島根県知事 丸 山 達 也

雲南市土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

速水 雄一 雲南市加茂町神原1003番地

島根県告示第396号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成29年島根県告示第301号による保険に付すべき義務は、令和3年5月14日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和3年6月4日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 温泉津町加入区（漁業協同組合 J F しまね）
- 2 浜田市加入区（漁業協同組合 J F しまね）
- 3 益田市加入区（漁業協同組 J F しまね）

島根県告示第397号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年6月4日

島根県知事 丸 山 達 也

名 称	住 所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
株式会社東京建築検査機構	東京都中央区日本橋富沢町10番16号	（構造判定事業部） 東京都中央区日本橋富沢町10番16号 （T B T C 名古屋構造センター） 愛知県名古屋市中区錦三丁目7番9号 （T B T C 九州構造センター） 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目17番15号 （T B T C 中国構造センター） 広島県広島市中区銀山町3番1号	（構造判定事業部） 東京都中央区日本橋富沢町10番16号 （T B T C 九州構造センター） 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目17番15号 （T B T C 中国構造センター） 広島県広島市中区銀山町3番1号	令和3年6月1日

教 育 委 員 会 公 告

新島根県立図書館情報システム構築及び賃貸借並びに運用保守業務において、契約予定者を選定するため、次により提案競技を実施する。

令和3年6月4日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

新島根県立図書館情報システム構築及び賃貸借並びに運用保守業務

(2) 仕様等

「新島根県立図書館情報システム構築及び賃貸借並びに運用保守業務に係る提案競技仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間

ア 新島根県立図書館情報システム構築業務

契約の日から令和4年3月31日まで

イ 新島根県立図書館情報システム賃貸借及び運用保守業務

令和4年4月1日から令和10年3月31日まで

ウ 職員に対する操作研修

令和4年3月

(4) 提案価格の上限額

合計額は、91,740,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。このうち、令和3年度は0円とし、令和4年度から令和9年度までは、各年度の上限金額を15,290,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加しようとする者は、次の(1)から(9)までの全ての要件を満たし、島根県教育委員会教育長の提案競技参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(4) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

(5) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

(6) 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であって、手続開始

の決定後、島根県が別に定める手続きに基づき入札参加資格の受付がなされているものを除く。)でないこと。

- (8) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成23年島根県告示第454号)に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (9) 過去5年以内に他の都道府県立図書館において、本業務と同種の業務を履行した又は履行している実績があること。

3 提案競技説明に関する事項

- (1) 提案競技説明書及び仕様書の配布期間、配布場所及び配布手続

ア 配布期間

令和3年6月4日(金)から同月30日(水)まで(ただし、休館日を除く。)

午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

11の提案競技に関する問合せ先に同じ。

ウ 配布手続

提案競技に必要な県の各種資料を閲覧及び受領するには、「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出すること。

- (2) 提案競技説明会

開催しない。

4 提案競技参加資格確認審査に関する事項

- (1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求められることがある。

ア 提案競技参加資格確認申請書 1部

イ 会社等概要書 1部

※添付資料：直近の財務諸表(決算報告書)及び現在事項全部証明書 各1部

ウ 誓約書 1部

エ 島根県税の未納の徴収金がない旨の証明書 1部

オ 消費税及び地方消費税の滞納がない旨の証明書 1部

カ 担当者届 1部

キ 委任状 1部(ただし、委任状が必要な場合のみ)

ク 他の都道府県立図書館情報システム受注実績書 1部

- (2) 提出書類の形式

提案競技説明書による。

- (3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

令和3年6月30日(水)午後5時までとする。

なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留とし、期限までに必着のこと。

ウ 提出先

11の提案競技に関する問合せ先に同じ。

- (4) 提案競技参加資格確認審査結果の通知

申請者に対し、令和3年7月9日(金)までに通知する。

5 提案競技に係る質問について

- (1) 質問は、期限までに質問票により提出すること。
なお、質問は、FAX又は電子メールにより受け付ける。
- (2) 提出先
11の提案競技に関する問合せ先に同じ。
- (3) 提出期限
令和3年6月22日（火）午後5時までとする。
- (4) 質問に対する回答は、令和3年6月29日（火）までに、提案競技説明書受領者全員に対し通知する。

6 提案書等の提出

提案競技参加資格確認審査において、提案競技参加資格が認められた者は、以下により提案書等を提出すること。

(1) 提案書等の種類及び部数

- ア 提案書提出届 1部
- イ 提案書 10部
- ウ ハードウェア・ソフトウェアシステム一覧表 10部
- エ 見積書 1部
- オ ソフトウェア機能詳細要件回答書 10部

(2) 提案等の内容

提案競技説明書及び仕様書を参照すること。

(3) 提案書の形式

形式は、任意とする。ただし、用紙は、全てA4判とし、ページを付するものとする。

(4) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

令和3年7月20日（火）午後5時までとする。

なお、郵送の場合は書留又は簡易書留とし、期限までに必着のこと。

ウ 提出先

11の提案競技に関する問合せ先に同じ。

7 提案の選定方法

- (1) 別に設置する「新島根県立図書館情報システム構築及び賃貸借並びに運用保守業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において、厳正な審査を行い、契約予定者を選定する。
- (2) 評価については、あらかじめ設定した評価基準に基づき、得点を算出する。
- (3) 提出書類について、審査委員会事務局によるヒアリング及び審査委員会によるプレゼンテーション聴取を行う。
- (4) ヒアリング及びプレゼンテーション聴取の日程等については、提案競技参加者に別途通知する。
- (5) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (6) 審査委員会による審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。

(6) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した契約予定者と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定に基づき、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合などは、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上、定める。

10 その他の留意事項

(1) 提出期限後の問合せ並びに書類の追加及び修正には、原則として応じない。

(2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提案書の著作権は、提案者に帰属する。

(4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

(5) 提出書類は、返却しない。

(6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにヒアリング及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。

11 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

〒690-0873

島根県松江市内中原町52

島根県立図書館 資料情報課

電話 0852-22-5725

F A X 0852-22-5728

電子メール tosyokan@pref.shimane.lg.jp

12 Summary

(1) Nature and quantity of service to be required : Update of total computer information management system for Shimane Prefectural Library (System migration, system development, hardware and software lease contract, maintenance, operative support, etc.)

(2) Deadline for submission of proposal documents : 5 : 00 p.m. July 20, 2021

(3) Contact details : Shimane Prefectural Library, 52 Uchinakabara-cho, Matsue-shi, Shimane 690-0873
Japan

TEL : 0852-22-5725